

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 1 月 23 日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 松 家 由 奈

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 2 月 13 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 2 月 20 日 午後 4 時 30 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 2 月 25 日 午前 10 時 00 分 場 所 高松地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 3 月 11 日 午後 1 時 30 分 場 所 高松地方裁判所民事部不動産執行係
特別売却 実施期間	令和 8 年 2 月 26 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 3 月 4 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 1 月 23 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 ※ 特別売却の買受申出の受付日時は、上記特別売却実施期間の初日及び最終日の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までです。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	2, 780, 000 2, 224, 000	一括	556, 000	62, 046	5, 133
1	1, 190, 000				
2	1, 590, 000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 善通寺市善通寺町一丁目 |
| | 地 番 | 3 7 5 番 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 4 2. 4 7 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 善通寺市善通寺町一丁目 3 7 5 番地 3 |
| | 家屋 番号 | 3 7 5 番 3 |
| | 種 類 | 居宅・店舗 |
| | 構 造 | 鉄骨造陸屋根 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 8 6. 4 4 平方メートル
2 階 8 9. 7 7 平方メートル |



お 知 ら せ

本件の売却基準価額は、再売却にあたって
民事執行規則30条の3第1項に基づき、執
行裁判所によって当初の売却基準価額から
変更されたものである。

高松地方裁判所民事部不動産執行係

物 件 明 細 書

令和 7年10月21日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 松 家 由 奈

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり。

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

南東側及び南西側の隣家との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 善通寺市善通寺町一丁目 |
| | 地 番 | 3 7 5 番 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 4 2. 4 7 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 善通寺市善通寺町一丁目 3 7 5 番地 3 |
| | 家屋 番号 | 3 7 5 番 3 |
| | 種 類 | 居宅・店舗 |
| | 構 造 | 鉄骨造陸屋根 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 8 6. 4 4 平方メートル
2 階 8 9. 7 7 平方メートル |



令和7年(ケ)第65号
令和7年8月25日受理
令和7年9月16日提出



現況調査報告書

高松地方裁判所

執行官 都 築 浩 一

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 善通寺市善通寺町一丁目
地 番 375番3
地 目 宅地
地 積 142.47平方メートル
- 2 所 在 善通寺市善通寺町一丁目375番地3
家屋 番号 375番3
種 類 居宅・店舗
構 造 鉄骨造陸屋根2階建
床 面 積 1階 86.44平方メートル
2階 89.77平方メートル



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	香川県善通寺市善通寺町一丁目4番2号		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類 ☐ 構造 ☐ 床面積		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅（空き家） として占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■B (債務者兼所有者亡 A相続財産特別代理人)	1 私は、亡 A 相続財産特別代理人です。 2 私は、本件物件の状況については承知しておらず鍵も持っていません。
■C (債務者)	1 私は、債務者の一人です。 2 本件物件については、 A の相続放棄をしたので、それ以降は立入っていません。 3 D から聞いたところでは、2階に仏壇がありますが、位牌は全て D が持ち出しているとのことでした。
■D (債務者)	1 私は、債務者の一人です。私も A の相続放棄をしています。 2 物件1と周囲の土地との関係では、隣家の木の枝が敷地内に越境していたと思います。 3 物件2は、両親が1階の南東側を食料品店の店舗として利用し、1階北西側及び2階を家族の居宅として使用していました。なお、物件2建物が新築される前も同じ場所で、両親が食料品店を経営していました。父が死亡してからは、 A が一人で食料品店を経営していました。 4 物件2の風呂は灯油で沸かしていたと思います。業者が物件2の北西側に灯油を入れに来ていた記憶があります。また、以前は井戸水を利用していたと聞いたことがあり、物件2の北西側にポンプが残っていると思います。2階に仏壇は残っていますが、位牌は全て持ち出しています。以前に A から聞いたところでは、2階の洋室で雨漏りをしているところがあったようです。 5 以前は、近隣に、食料品店の駐車場を借りていましたが、今は契約していません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見



- 1 本件受命物件の占有関係は、関係人の陳述及び現況から、2枚目記載のとおりであると認めた。
- 2 本件物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。
- 3 物件1土地は、非線引都市計画区域内に存在し、南東側を幅員約9mの舗装市道（建築基準法42条1項1号道路）に接道している。
- 4 物件1土地と周囲の土地との境界は、南東側及び南西側の隣家と接している部分を除いて、現況上明らかである。14条1項地図が存在している。なお、隣地との境界を明らかにするためには、民境界確定協議が必要であることが伺われる。
物件1の北側付近は、雑草が繁茂しており、隣家の木の枝葉が越境しているところも見受けられた。北東側には、物置（動産）が存在しており、その周囲にはプラスチック製コンテナ等が残置されていた。
- 5 物件2建物については、経年（築後約40年経過）劣化が認められる。1階リビングダイニングの北西側には、猫タワーが残置されており、かつて室内で猫を飼育していたことが伺われた。2階北側洋室及び2階東側洋室の天井には、それぞれ雨漏り跡が見受けられた。2階和室には、仏壇が残置されていたが、位牌は持ち出されていた。なお、物件2建物内には、相当数の家財道具等が残置されている。
- 6 Dによると、現在は駐車場はないとのことである。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年8月27日(水) 13:00-13:10	高松法務局	周辺土地等調査
令和7年8月28日(木) 8:20-8:40	物件所在地	物件確認、写真撮影、接道外観等調査
令和7年8月28日(木) 8:45-9:10	善通寺市役所	公法上の規制等調査
令和7年8月28日(木) 9:20-9:30	D 宅	D から聴取(不在)
令和7年8月28日(木) 9:55-10:10	C 宅	C から聴取
令和7年8月28日(木) 10:30-10:40	高松法務局丸亀支局	周辺土地等調査
令和7年8月28日(木) 11:00-11:15	広域水道企業団中讃ブ ロック統括センター	給配水管等調査
令和7年8月28日(木) 11:30-11:40	中讃土木事務所	公法上の規制等調査
令和7年8月28日(木) 18:30-18:50	携帯電話	D から聴取(電話)
令和7年9月2日(火) 9:30-10:45	物件所在地	立入調査、写真撮影、評価人同行
令和7年9月3日(水) 18:20-18:40	携帯電話	D から聴取(電話)
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和7年9月2日 目的物件は不在で無施錠であったので、立会人 E を立ち会わせ、建物内に立ち入った。なお、施錠されていることが予想されたので、解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図（概略）

377-1

物件1
(土地)

スチール製
物置 (動産)

375-2

物件2
(建物)

375-6

375-5

375-4

市道(中通り線) 幅員約9.0m
(建築基準法第42条1項1号道路)

(注) 概測に基づく図面であり、現況と相違する場合がある。
隣接地の地番は、公図に基づいて記載している。

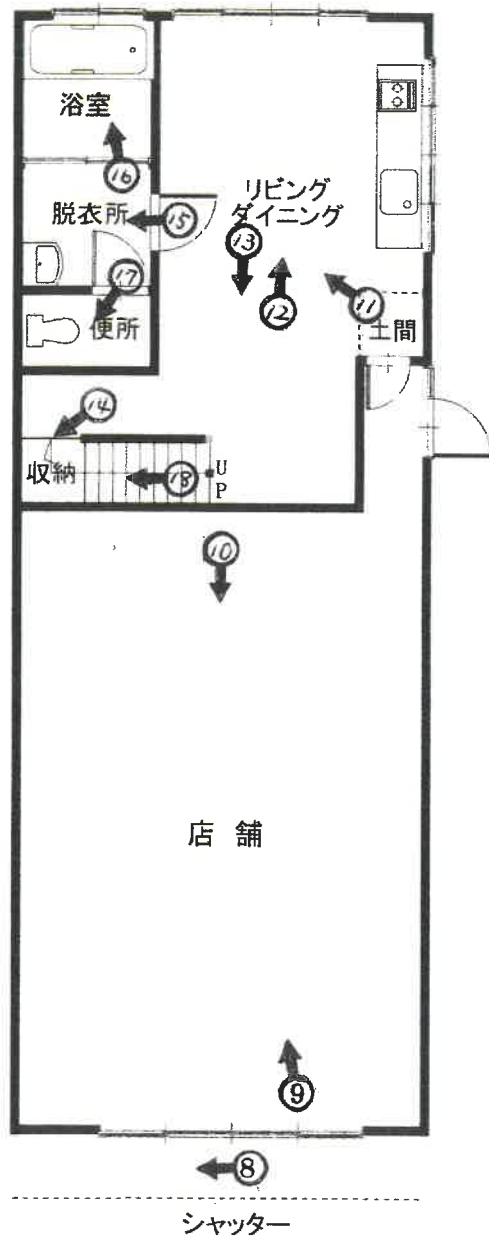
(S=1:125)

←○ 写真撮影位置・方向

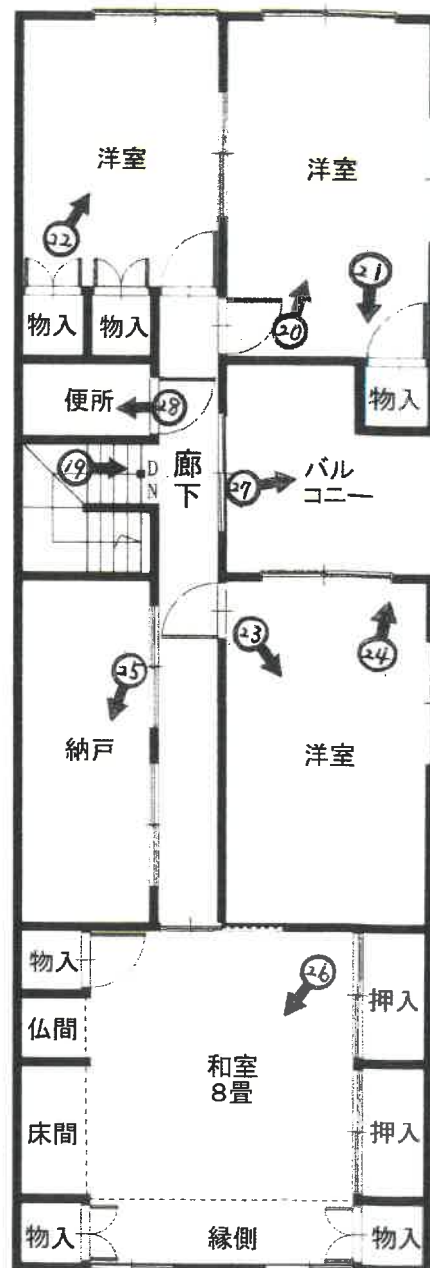
(6 枚目)

建物間取図 (概略) 物件 2

1階部分



2階部分



(注) 概略図であり、現況と相違する場合がある。



(縮尺=1:100)

←○ 写真撮影位置・方向

1



本件物件の外観

2

物件 2



本件物件の北西側の状況

3



物件 1 の北東側の状況

4



物件 1 の東側の状況

5



物件 1 北側の状況

6



物件 1 北西側の状況

(10 枚目)

7



物件1 北西側の状況

8



物件2 南西側の状況

9



物件2 1階店舗内の状況

10



物件2 1階店舗内の状況

11



物件2 1階リビングダイニングの状況

12



物件2 1階リビングダイニングの状況

13



物件2 1階リビングダイニング南側の状況

14



物件2 1階階段下収納の状況

15



物件2 1階洗面所・脱衣所の状況

16



物件2 1階浴室の状況

17



物件2 1階トイレの状況

18



物件2 階段の状況

(16 枚目)

19



物件2 2階廊下の状況

20



物件2 2階北側洋室の状況

(17 枚目)

21



物件 2 2階北側洋室の雨漏り跡の状況

22



物件 2 2階北西側洋室の状況

23



物件 2 2階東側洋室の状況

24



物件 2 2階東側洋室の雨漏り跡の状況

25



物件2 2階廊下西側納戸の状況

26



物件2 2階和室の状況

27



物件2 2階バルコニーの状況

28



物件2 2階トイレの状況

令和7年（ケ）第65号
令和7年9月2日 現地調査
令和7年9月5日 評価

高松地方裁判所 御中



評価書

評価人 不動産鑑定士

鳥飼和彦

第1 評価額

一括価格	
金 3, 9 7 0, 0 0 0 円	
内訳価格	
物件1（土地）	金 1, 7 0 0, 0 0 0 円
物件2（建物）	金 2, 2 7 0, 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件1及び物件2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は、物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	善通寺市善通寺町一丁目 375番3 宅地 142.47㎡	同左
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	善通寺市善通寺町一丁目375番地3 375番3 居宅・店舗 鉄骨造陸屋根2階建 1階 86.44㎡ 2階 89.77㎡	同左
番号	特記事項		
1	・物件1土地と隣接土地との境界については、南東側及び南西側の一部は家屋が密接しており確認できなかったが、当該部分を除き現況上ほぼ明らかである。なお、法務局備え付けの法14条1項地図は存在する。 ・隣家の木の枝葉が越境しているところも見受けられた。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	J R土讃線「善通寺」駅の西方約1 k m（直線距離） （別添「位置図」参照）	
付近の状況	対象物件は善通寺市の中心市街地内の商住混在地域に所在する。近隣地域は、市道沿線に小規模店舗、銀行等の事業用建物のほか戸建住宅も混在し成熟した地域である。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 指定建蔽率 指定容積率 防火規制 その他の規制	都市計画区域（非線引） 商業地域 80% 400% 準防火地域 —
画地条件	面積：142.47 m ² （公簿地積） 間口：約6.2 m 奥行：約20 m 形状：ほぼ台形 地勢：ほぼ平坦地	
接面道路の状況	南東側：幅員約9 mの舗装市道（中通り線）へ等高に接道する。 （建築基準法第42条1項1号道路）	
土地の利用状況及び隣地の状況等	・物件2建物の敷地として利用されている。 ・隣地は店舗併用住宅及び一般住宅の敷地である。	
供給処理施設	上水道：あり ガス配管：あり 下水道：あり	
特記事項	・埋蔵文化財の有無： 善通寺市役所教育委員会生涯学習課によれば、文化財保護法に規定される周知の埋蔵文化財包蔵地には指定されていない。 ・土壤汚染の可能性： ヒアリング、旧住宅地図、登記等による地歴調査等からは土壤汚染が疑われる特段の利用履歴は確認できず、土壤汚染の可能性は低い。 なお、土壤汚染の有無の詳細は専門調査機関による調査を要する。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：昭和60年7月31日新築 経過年数：約40年 経済的残存耐用年数：ほぼ満了している。
仕 様	構 造：鉄骨造 屋 根：陸屋根 外 壁：モルタル、タイル 内 壁：クロス、ベニヤ板等 天 井：クロス、敷目張り等 床：フローリング、クッションフロア、カーペット、畳、 コンクリート土間（1階店舗）等 設 備：電気設備、給排水設備、衛生設備等 その他：－
床面積（現況）	1階 86.44㎡、2階 89.77㎡ 延床面積：176.21㎡
現況用途等	階 層：2階建 現況用途：居宅・店舗 間 取 り：附属資料「建物間取図（概略）」を参照
品 等	中品等
保守管理の状態	やや劣る （外壁、屋根等のメンテナンスは行われていない。）
建物の利用状況	「現況調査報告書」に記載のとおり
特 記 事 項	■築後約40年経過しており、内壁の汚損など相応の経年劣化が見受けられる。また、2階洋室（2室）に雨漏り跡を確認した。 ■対象建物については、吹付けアスベスト等が試用されている可能性は低いが、アスベスト含有建材（成形板・仕上塗材等）が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については、専門調査機関による調査を要する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	44,200	0.90	142.47	1.00	5,667,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 善通寺5-1

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $44,300\text{円}/\text{㎡} \times 99.7/100 \times 100/100 \times 100/100 \div 44,200\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：ほぼ標準的な画地である。

◇地域格差：同一近隣地域であり差はない。

イ 個別格差：間口・奥行の関係 -5% (0.95) 規模 -5% (0.95)

相乗積： $0.95 \times 0.95 \div 0.90$

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：敷地内における建物の配置及び敷地と建物との適応の状態等を考慮して
建付減価は発生していないと判断した。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向、消費税の課税等を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	181,000	176.21	0.03	957,000

ウ 現価率：

築後40年以上経過した建物であり、経済的残存耐用年数はほぼ満了している。また、保守管理の状態も劣ることも総合的に勘案し、現価率を3%と査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	5,667,000	0.50	法定地上権	2,834,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格の控除及び加算 (円) イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	5,667,000	-2,834,000		1.00	0.6	1,700,000
2	957,000	+2,834,000	1.0	1.00	0.6	2,270,000
一括価格 (合計)						3,970,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：一部境界は判然としないが法14条1項地図も存在することから特に減価は必要なしと判断した。また、隣家の木の枝葉が越境についても減価が必要な程度ではないと判断した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格等〔善通寺5－1〕

所 在：善通寺市善通寺町1丁目354番5
「善通寺町1－2－19」
価 格：44,300円/㎡
位 置：JR土讃線「善通寺」駅の西方約950mに位置する。
価 格 時 点：令和7年1月1日
地 積：737㎡
供給処理施設：水道、ガス、下水
接 面 街 路：北西9m 市道
用 途 指 定 等：都市計画区域内（非線引）
商業地域（建蔽率80%、容積率400%）、準防火地域
地 域 の 概 要：低層店舗、営業所等が建ち並ぶ既成商業地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1 4,212,552円
物件2 3,729,814円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料の表示

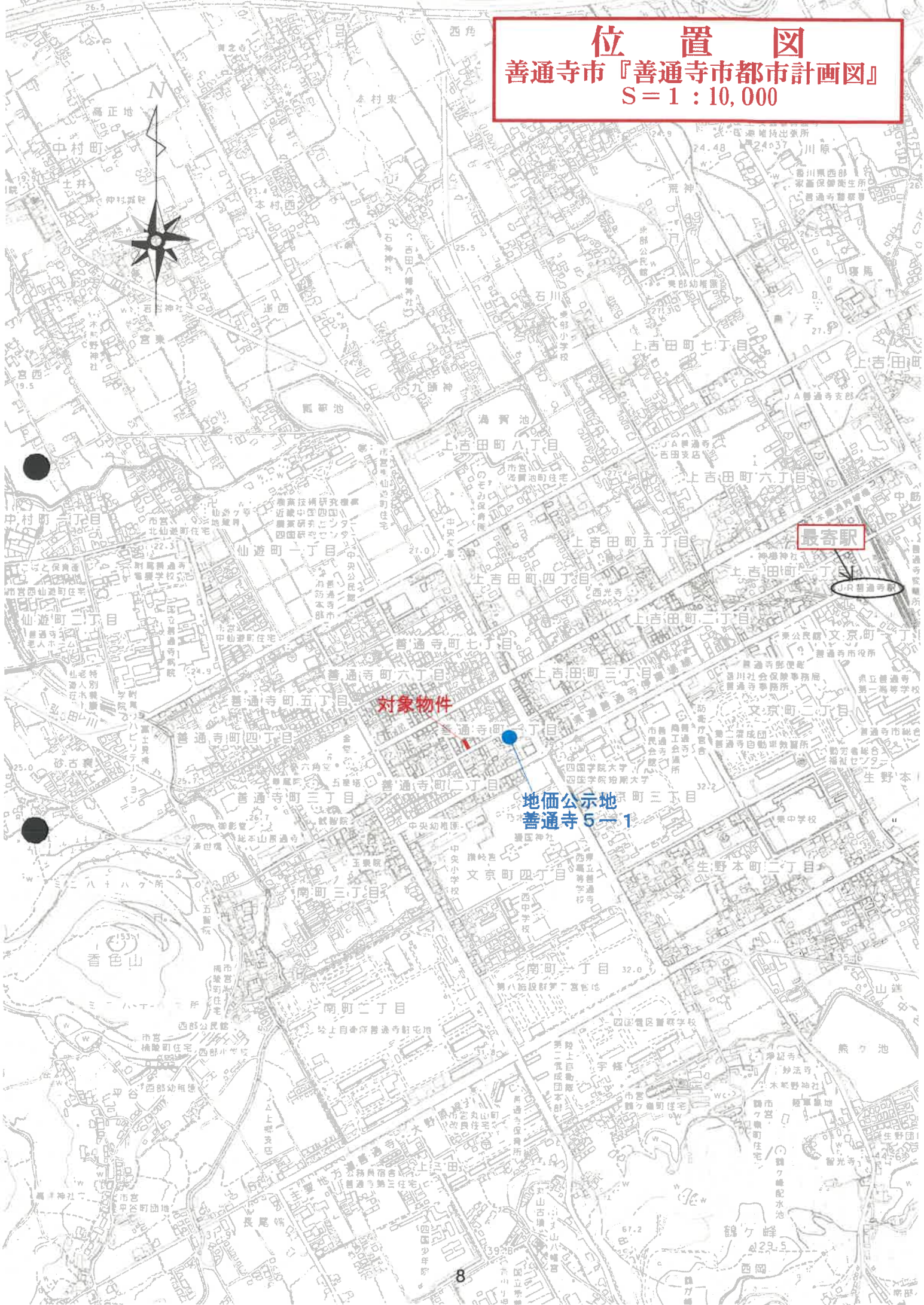
- 1 位置図
- 2 土地公図写
- 3 建物図面写 各階平面図写
- 4 土地建物位置関係図（概略）
- 5 建物間取図（概略）

以 上

位置図

善通寺市『善通寺市都市計画図』

S = 1 : 10,000



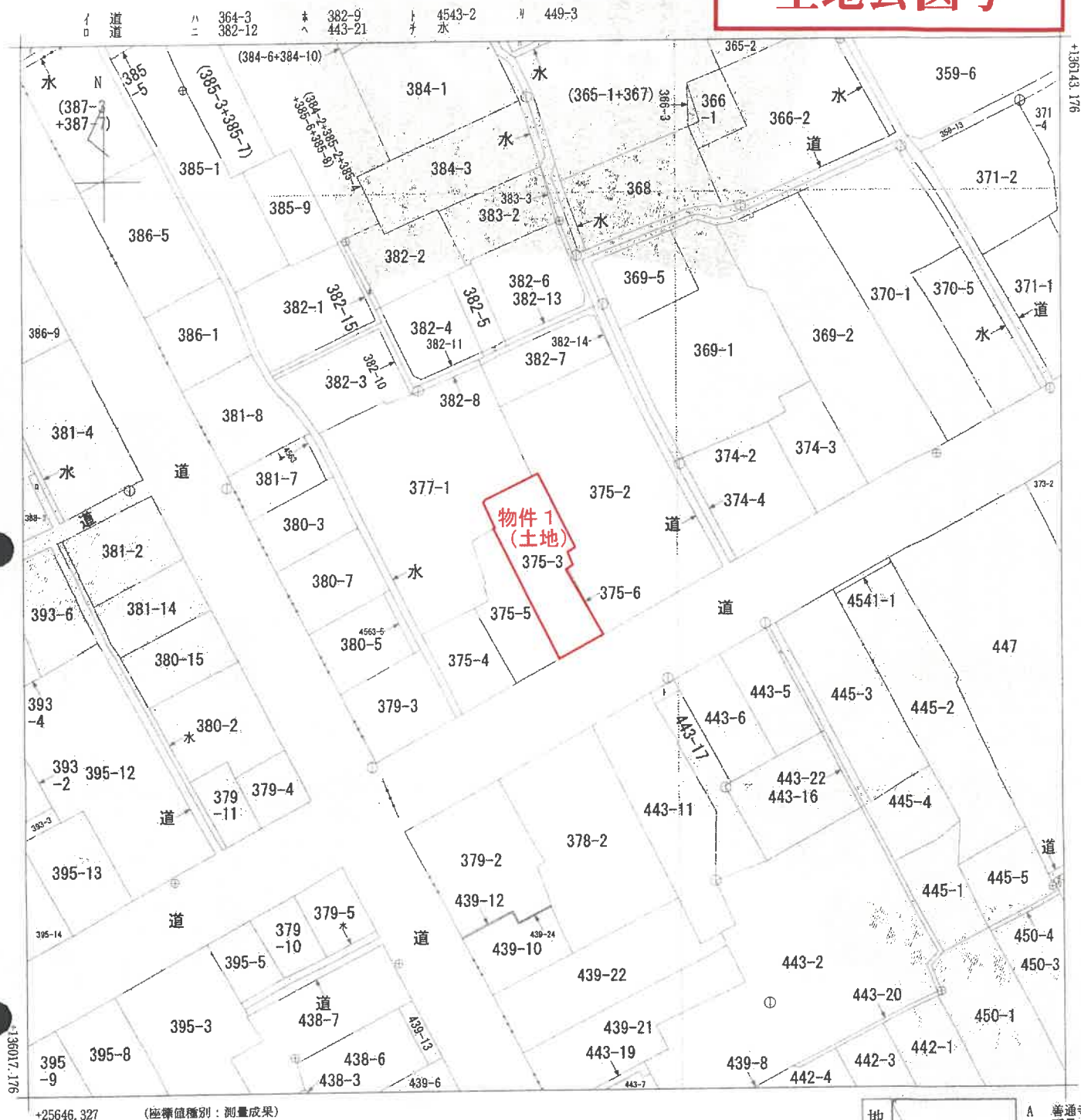
対象物件

地価公示地
善通寺5-1

最寄駅

善通寺駅

土地公図写



地番区域見出
善通寺町
1丁目

A 善通寺町7丁目

請求部	所在	善通寺市善通寺町一丁目				地番	375番3			
出力縮	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	Ⅳ	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	平成21年3月			備付年月日(原図)	平成22年10月28日			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(高松法務局丸亀支局管轄)

令和7年8月27日

高松法務局

請求番号：7-2

(1/1)

登記官

9

A3版をA4版に縮小

公用

登記年月日：昭和60年8月5日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(高松法務局丸亀支庁管轄)
令和7年8月27日 高松法務局

登記官

建物図面写
各階平面図写

家屋番号 375-3

建物の所在 普通寺市普通寺町一丁目375番地3

各階平面図

1608013

1階



$$15.30m \times 5.65m = 86.445m^2$$

床面積 86.44m²

2階



$$4.75m \times 5.65m = 26.8375m^2$$

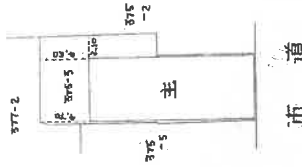
$$0.95m \times 0.90m = 0.855m^2$$

$$2.85m \times 2.85m = 8.1225m^2$$

$$9.55m \times 5.65m = 53.9575m^2$$

計 89.7725m²

床面積 89.77m²



昭和60年8月5日登記
平成

縮尺 1/500

申請人

縮尺 1/250

31日作製

作製者

(香川県土地家屋調査士会用紙)

土地建物位置関係図（概略）

377-1

物件 1
(土地)

スチール製
物置 (動産)

375-2

物件 2
(建物)

375-6

375-5

375-4

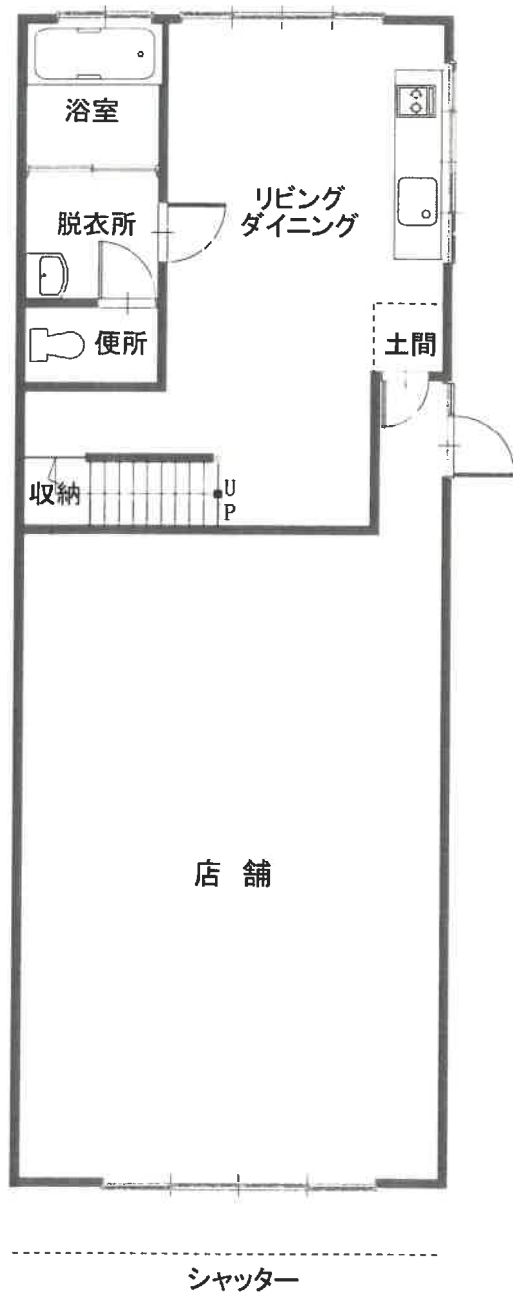
市道(中通り線) 幅員約9.0m
(建築基準法第42条1項1号道路)

(注) 概測に基づく図面であり、現況と相違する場合がある。
隣接地の地番は、公図に基づいて記載している。

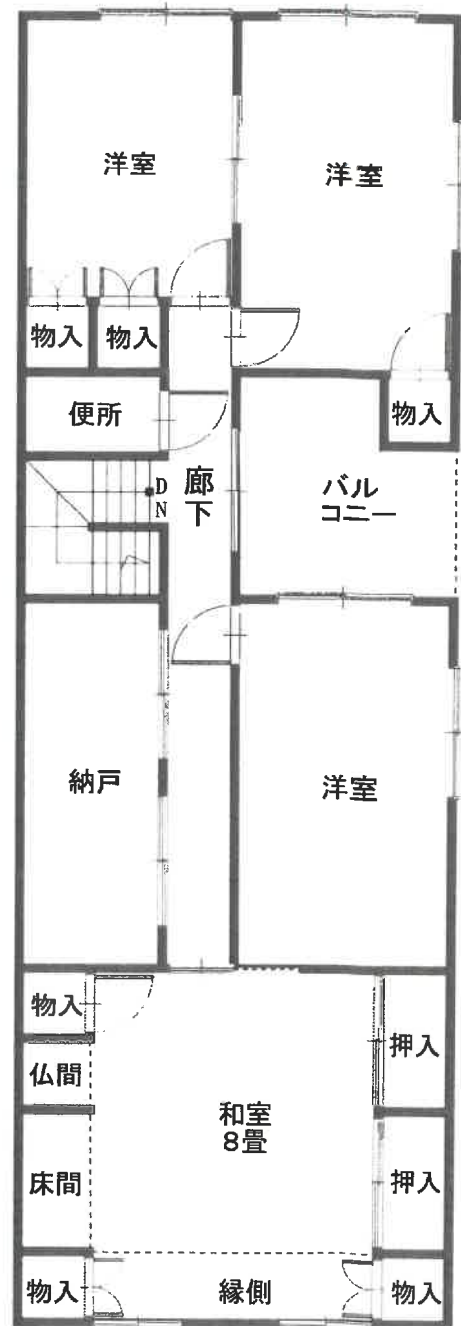
(S=1:125)

建物間取図 (概略) 物件 2

1階部分



2階部分



(注) 概略図であり、現況と相違する場合がある。



(縮尺=1:100)